

令和8年9月18日
福 知 山 市

福知山市バス回数乗車券の販売額の誤りについて

福知山市が運行する市バスにおいて、障害者手帳等を提示して回数乗車券を購入された方から、本来の販売額を上回る金額を受領していました。対象となる皆様に深くお詫び申し上げますとともに、再発防止を徹底します。

1 概要

令和8年4月1日から、市バスの大人運賃を200円から250円に、回数乗車券（1冊11枚綴り）の販売額を2,000円から2,500円に改定しました。

「福知山市バス運行事業に関する条例施行規則」では、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（以下「障害者手帳等」という）を提示した方の大人運賃は130円、回数乗車券の販売額は、通常の販売額の2分の1と定めており、改定後の回数乗車券の販売額が1冊1,250円（2,500円×1/2）となることを、誤って1,300円（130円×10回分）で販売し、50円を過大に受領していました。

2 対象及び誤って販売した総数

対象者	販売冊数	実際の受領額	正しい販売額	差額 (返金額)	販売窓口
7人	54冊	70,200円	67,500円	2,700円	・三和支所 ・夜久野支所 ・バス車内

○販売期間 令和8年4月1日から令和8年8月31日

○1人あたりの返金額 最小50円、最大650円

3 対応

・購入者全員に事案の説明と謝罪を行い、令和8年9月18日までに、過大に受領した金額の返金を完了しました。

4 原因

障害者手帳等を提示した場合の1回分の運賃が130円であることから、回数乗車券の販売額はその10回分になると誤ったもの。

※令和7年度以前については、施行規則に定める金額で販売しており、過大受領はありません。

5 経過

○令和8年3月10日

- ・都市・交通課が、令和8年4月1日から販売する1冊2,500円の回数乗車券を販売窓口配布
- ・その際に、障害者手帳等を提示した方には、券面に「障」のスタンプを押して1,300円で販売するよう指示

○令和8年8月26日

- ・販売窓口から都市・交通課に、障害者手帳等を提示した方の回数乗車券の販売額の根拠について問い合わせあり

○令和8年8月31日

- ・販売額の設定経過や施行規則の改正内容を確認したところ、販売額の誤りが判明
- ・販売窓口の金額表示を訂正

○令和8年9月2日

- ・8月31日までの間に、7の方に誤って販売していたことが判明

6 再発防止策

- ・回数乗車券の販売額について、施行規則に基づく内容を徹底します。
- ・本事案を、運賃その他の料金を取り扱う庁内関係部署で共有し、同様の事務誤りの防止に取り組みます。

担当：建設交通部 都市・交通課
交通対策担当課長 川見
電話 0773-24-7084